



報道機関 各位

スマートフォンアプリを使って市税などを納付する 「スマホ決済」を、令和3年1月4日から開始します

スマホ決済とは、電子決済システムの一つで、納付者がお手持ちのスマートフォンにサービス提供会社のアプリケーションをダウンロードし、カメラ機能で納付書のバーコードを読み取ることによって、24時間365日「いつでも」「どこでも」、市税などの納付ができます。

当市では、令和3年1月4日から、同サービスの利用を開始します。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出や人との接触を控えることも考えられます。そのため、24時間365日「いつでも」「どこでも」、市税などの納付ができる「スマホ決済」を、それぞれの生活スタイルに合わせてご活用ください。

【納付ができる市税など】

市民税・都民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税（種別割）、後期高齢者医療保険料、介護保険料

※納期限を過ぎていないバーコード付き納付書がご利用可能です。

【利用ができるアプリケーション】



※アプリケーションにより、電子マネーのチャージ方法や利用する口座・クレジットカードの登録方法、また、ポイント付与の有無や納付上限額などが異なりますので、ご注意ください。

■問い合わせ先

納税課長・岩澤 電話042・470・7729

東久留米市企画経営室秘書広報課 齊藤
TEL042-470-7712 Fax042-470-7804
E-mail: hishokoho@city.higashikurume.lg.jp



東久留米市地域資源PRキャラクター



市制施行50周年記念ロゴマーク